

令和8年第1回（2026年第1回）  
八街市農業委員会総会

令和8年1月9日  
八街市農業委員会



令和8年第1回（2026年第1回）農業委員会総会

令和8年1月9日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子  | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行  | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎  | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘  | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀  | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章  | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者 なし

3. 事務局

事務局長 齋藤康博 係長 川崎真弘  
主査 小川由佳

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について  
議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について  
議案第6号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

5. その他

**○齋藤事務局長**

開会を宣す。(午後3時33分)

**○岩品会長**

今月の案件は、農地法第3条、5条本体で6件、その他議案3件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

**○齋藤事務局長**

それでは、会務報告いたします。

12月10日木曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

1月6日火曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

1月9日金曜日午後1時30分より、第2回八街市農業振興地域整備促進協議会を、市役所第1会議室で実施し、岩品会長、貫井副会長にご出席いただきました。

報告は以上です。

**○岩品会長**

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○岩品会長**

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号3番、小川委員、4番、望月委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

**○齋藤事務局長**

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積4、130平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万2、877平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

番号2、区分、売買、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積1、983平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5、949平方メートル。権利者事由、農業経営規模拡大するため。義務者事由、高齢による農業経営規模縮小のため。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

#### ○飛田委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。申請地について、位置は八街市役所より北方向へ約2.6キロメートル。境界は住宅地の擁壁、コンクリート杭で確定しています。現状は草が生い茂り、すぐに耕作できる状況ではありませんでした。進入路は八街市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、トラック1台、軽トラック1台です。労働力は本人、妻、父の3人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、サツマイモを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約36キロメートル、車で80分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には、該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号2番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○鶴澤委員

議案第1号2番、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

申請地は市役所より南西へ約8.5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。境界は石杭が打たれており現況はハーブが作付されております。

次に、農地所得適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員 of 要件についても、農地法第2条第3項の規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター3台、リースで1台です。労働力は役員が1名で、年間150日以上で、今後はパートさんを増やしていく予定でおります。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における

農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画はハーブを作付する予定であり、通作距離は会社から申請地まで約47キロメートル、車で高速道路を利用し、約40分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利者所得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、本案件は、何ら問題ないと思われま

す。以上調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

**○小川委員**

1番の権利者、茨城からで、36キロメートルくらいあるんですか。

こちらに親戚があつてその方が面倒見てくれるとかなら分かるんだけど、反対するものではありませんが、あまりにも距離が遠すぎてちょっと心配なんですけど、その辺、調査委員の飛田さんはどのようにお考えなんでしょうか。

**○岩品会長**

どうぞ、飛田さん。

**○飛田委員**

実質、遠いと思います、私も。高速に乗ってくるぐらいの気持ちで、神崎インターがこの方の自宅からすぐ近くなので、乗ってくるぐらいの気持ちであれば大丈夫だと思いますし、あとは、作付する作物がサツマイモということで、一応毎日面倒を見なくても何とかなるというように考えております。

**○小川委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○岩品会長**

小川委員、いいですか。

はい、局長どうぞ。

**○齋藤事務局長**

今、飛田委員からも、調査の方、ご報告いただいたんですが、こちらの権利者につきましては地元の農業委員会の方に確認し、基本的には米農家として、畑の方は所有されておられません。営農状態としては、どこか荒らしているとかそういった報告はありませんでしたので、改めて千葉県の方に来てサツマイモの作付をやるということで、営農計画は考えていると思

います。私のほうからは説明は以上です。

**○岩品会長**

いいですか。

○小川委員

大丈夫です。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

それでは、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字上地先、地目、畑、面積242平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積994.06平方メートル。転用目的、当初、建売分譲住宅(3棟)及び道路用地。変更後、宅地分譲(3区画)及び道路用地。変更事由は、当初の計画を進めようとしたところ、コロナ禍で建築部材が入手困難となったことや資材価格の高騰により、建売住宅を建築し販売することでは利益が出にくくなってしまったため、確実に利益の出る宅地分譲用地として計画変更したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域、及び第1種中高層住居専用地域にある農地であり、第三種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

議案第2号1番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認について調査報告申し上げます。

当初、建売分譲住宅及び道路用地として申請していましたが、宅地分譲及び道路用地として計画変更をしたいというものです。

まず立地基準についてですが、申請地は榎戸駅より東方向へ約400メートルに位置し、進入路は確保されています。農地区分としては事務指針30ページ、④の⑥のウに該当するため、第3種農地に該当します。

次に一般基準ですが、本申請は、平成28年8月に建売譲住宅及び道路用地で申請書が出され、許可が下りております。当初の計画では、建売分譲予定をしておりましたが、コロナ禍により建築部材入手困難となり、完成引渡見通しが立たなくなり、会社自体の先行き不透明になってしまい、コロナが落ち着いた後は建築部材をはじめとする物価が高騰し、建物の価格は割高になり、利益の確保が取りづらくなってしまいました。そのため宅地分譲へ計画変更をしたものです。

また、権利者は不動産販売、土木建築業等をしており、実績からも許可後速やかに実施すると思われまます。

これらのことから、立地基準一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○古市委員

事務局にちょっと確認いたします。

まず、宅地分譲とは、どこまでやれば宅地分譲の扱いになるのか、例えばブロックを回すだけでオーケーなのか、井戸を設置しなきゃいけないのか、そういう規定って何かあるんですか。

#### ○川崎係長

こちら、区画を分けた上で、まずインフラの方の整備といいますか、水道・下水道もまず引くということですね。それが終わった時点で、宅地分譲というのは、造成が終わった後ですね。それで完成という形で考えております。

#### ○古市委員

それともう1点、それが終了した時点で地目が宅地に変更される、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

#### ○川崎係長

整地が終わった時点で、地目、宅地という形、いつでも家が建てられますよという状況になりますので、そういう点で地目は宅地という形に変更されると、変更可能ということで、間違いないと思います。

#### ○古市委員

はい。ありがとうございました。

#### ○岩品会長

よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第2号1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

**○川崎係長**

議案書の5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、朝日字松里地先、地目、畑、面積472平方メートル。転用目的、店舗兼駐車場(4台)用地。転用事由、趣味で雑貨を制作しているが、販売することとなったので、当該申請地を店舗兼駐車場用地として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、区分、売買、所在、富山字富山地先、地目、畑、面積535平方メートル。転用目的、建売分譲住宅(2棟)用地。転用事由、建売分譲住宅(2棟)の建築・販売です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3番と4番は関連しております。

番号3、区分、売買、所在、八街字南側地先、地目、畑、面積243平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積793平方メートル。転用目的、宅地分譲(3区画)及び進入路用地。転用事由、宅地分譲(3区画)の造成・販売です。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域である農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、八街字南側地先、地目、畑、面積95平方メートル。転用目的及び事由については、3番と同じです。農地の区分につきましても、3番と同じく第3種農地と判断されます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番、2番について、清水委員、調査報告をお願いします。

**○清水委員**

議案第3号1番について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より東方向に約2.5キロメートルに位置し、八街市道に接道しております。

農地区分としては、事務指針31ページ、⑤の⑥に該当するため、第2種農地と判断。一般基準ですが、趣味で雑貨を制作していたが、販売することとなったので、当該申請地472平方メートルを店舗兼駐車場用地として、店舗（1棟）、駐車場（4台）として利用したく申請しました。

造成計画としては、自然のゆとりを感じられるようにするため埋立てはせず、現状のまま整地し、出入口部分に限り最小限に抑えて行うことにしました。また、西側は、住宅境界には既存のブロック塀があり、雨水の流出はなく、周辺等土地も同所有者で、問題は発生せず、迷惑をかける恐れはないと思われま

す。隣接する土地に農地はありません。雨水は浸透。汚水は仮設トイレ。雑排水はなし。資金は自己資金で計画とのことで、以上のことから、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思われま

す。

以上、1番については終わります。

3号2番について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より北西方向に約2キロメートルに位置し、公衆用道路に接道しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針31ページ⑤の⑥に該当するため、第2種農地と判断。

一般基準ですが、権利者は主として不動産業を営んでおり、申請地535平方メートルを取得し、建売住宅2棟を建築して販売したく、当申請に至りました。

造成計画は現状の地番を利用するため、埋立等はいりません。

防災計画としては、工事中は周辺に粉じんが飛散しないように防じんネットを設置します。また、転圧して、土砂等の流出を防止します。

上水は井戸水。雨水は敷地内浸透。生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続して放流。

以上のことから立地基準、一般基準ともに何ら問題ないと思われま

す。

以上、報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第3号3番、4番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

## ○伊藤委員

議案第3号3番、4番、第5条の規定による許可申請は関連案件のため、一括して報告いたします。

まず立地基準ですが、当該用地は八街駅より南方向へ約1キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接道し、確保されています。

農地区分といたしましては、事務指針30ページ、4の⑥のウに該当する第3種農地と判断いたしました。

本申請は、合計 888 平方メートルの敷地に、宅地分譲（3 区画）及び進入路の造成・販売を行う計画であり、面積は妥当だと思われます。

資金計画は全額自己資金です。本計画は、現状の地盤を利用し、盛土・切度などの埋立工事はいりません。用水は上水を引込み、雨水については敷地内浸透。汚水雑排水は下水道の引込みを行います。

周辺農地の防除対策としては、転圧を行い、土砂等の流出を防止します。権利者は、市内で不動産業、建築業を営んでおり、許可後速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか  
（「質疑なし」の声あり）

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第 3 号 1 番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。  
（挙手全員）

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第 3 号 1 番は許可相当に決定します。

次に、議案第 3 号 2 番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。  
（挙手全員）

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第 3 号 2 番は許可相当に決定します。

次に、議案第 3 号 3 番、4 番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。  
（挙手全員）

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、3 番、4 番は許可相当に決定します。

会議中ですが、ここで 15 分間休憩します。

休憩 午後 4 時 01 分

再開 午後 4 時 15 分

#### ○岩品会長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】を議題とします。  
事務局、説明願います。

齋藤事務局長。

#### ○齋藤事務局長

議案書 7 ページをご覧ください。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）一括方式の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年12月25日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、榎戸字大富及び天神地先、地目、畑、面積2,208平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積7,782平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、再設定及び新規です。

番号2、所在、八街字南富士見地先、地目、畑、面積1,401平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,451平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号3、所在、東吉田字平井地先、地目、畑、面積1,094平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3,590平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、再設定です。

番号4、所在、木原字中峠地先、地目、畑、面積297平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積6,428平方メートル。利用権の種類は使用貸借権及び賃借権、期間は10年、新規です。

番号5、所在、四木字東四木地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,421平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号6、所在、四木字北四木及び砂字金龍山地先、地目、畑、面積1,939平方メートルほか16筆、計17筆の合計面積1万9,236平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から6の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

#### ○川崎係長

議案書9ページをご覧ください。

議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字畑ノ井地先、地目、畑、面積1,734平方メートル。目的、軽微な農地改良による農地造成。工事期間、令和8年1月20日から同年4月30日までです。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第5号1番について、松原委員、調査報告をお願いします。

#### ○松原委員

議案第5号1番の軽微な農地改良事業適合証明の交付について、調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、八街市役所から南西方向に約4.9キロメートルの八街市道に面した畑であり、令和7年6月9日に果樹栽培を目的として、農地法第3条の許可を受けている農地です。

現況は、前面の市道から奥にかけて農地が低くなっているため、土砂を搬入し、平均1メートル未満の盛土によって、作付できるようにするということです。

土砂の搬入面積は1,734平方メートルで、工事完了後はみかんの栽培をする予定です。

また、隣地から離れているため、土砂が流出することはない、隣地への影響はないものと思われれます。

以上のことから、この案件については問題となることもなく、許可相当の判断といたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第5号1番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は交付することに決定します。

次に、議案第6号、農地法第18条第1項に規定する許可申請についてを議題とします。

事務局説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

#### ○齋藤事務局長

議案書10ページをご覧ください。

議案第6号、農地法第18条第1項に規定する許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、賃貸借権の解除、所在、沖字中沖地先、地目、畑、面積2,585平方メー

トルほか5筆、計6筆の合計面積1万678平方メートル。解除理由、賃借人の賃借料の未払いにより。

こちらにつきましては農地法第3条による貸借に伴う解約の場合、ほとんどの場合は双方合意の上で、農地法第18条第6項に基づく解約であり、報告案件としております。

本案件は、令和2年9月に農地法第2条第3項の許可を受け、賃貸借を行っておりますが、農地法第18条第2項第1号の信義則違反に基づく賃借人からの解約の許可を求めるもので、合意解約とならないため、承認を求めるものです。

なお、今回の解約につきまして、事務局といたしましても、賃借人への弁明の機会を設けるため、電話、配達記録、事業地へ行き手紙の差し置きを行いました。連絡等はありませんでした。

今後の手続といたしましては、本総会に諮った後、意見を付して県へ進達を行い、県において許可、不許可の裁定が行われます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ。

**○古市委員**

現況、これ、どのようになっているのでしょうか。

**○岩品会長**

どうぞ、局長。

**○齋藤事務局長**

こちらの場所につきましては、沖の方でダチョウの育成を行っているところで、そちらのところの貸借による解除でございます。

**○古市委員**

ということは、生き物がいるんで、餌やり等々、管理は誰かがしているということですかね。

**○齋藤事務局長**

はい。管理につきましては、聞いた内容によるんですが、借受を受けている者の家族がダチョウの方の管理を行っているということで、今のところ死亡とかは私どもの方では確認していないところでございます。

**○古市委員**

ちなみに。この賃料の請求、その家族にはすることは不可能なんですかね。

**○齋藤事務局長**

こちらにつきましては賃貸借の契約自体が、会社が借り受けておりますので、家族に対して請求することはできないものと考えております。

**○古市委員**

結局、これを解約までしたいということは、双方の意思疎通ができていないからこういう状

態になったと思うんですが、やっぱりある程度そこで賃料が発生しているのは、その回収方法というのは、何か打開策とかないんでしょうか。

○齋藤事務局長

回収方法につきましては、賃貸人の方で、賃借人に対して請求等を求めているとは聞いておりますが、賃借人が応じないということで報告の方は受けております。

回収方法についてはなかなか、市として間に入ることは難しいので、双方での解決となると考えております。

○古市委員

やっぱり民民の話だからなかなか、官は入れないというのは分かるんですが、その家族から、その会社組織の経営者に連絡というのも全然つかない状態なんじゃないんでしょうか。

○齋藤事務局長

賃貸人の代理人、賃貸人本人からも、賃借人に対して連絡等は試みているんですが、手紙等を出しても連絡がつかないと報告は受けておりますので、そのところはなかなか難しいというふうに考えております。

○古市委員

それでしたら、ここはもう立ち退きになると思うんで、今の管理されているご家族という方々は、それについては納得というか、それに対しての対応をすぐにとっていただける状況なんじゃないんでしょうか。

○齋藤事務局長

こちらにつきましては、賃貸人の方で代理人は、弁護士等を入れておりますので、手続等は進めるものと考えております。

○古市委員

事務局としてはなかなか口を出せる案件ではないと思いますが、その後の経過も含めてちょっと観察していただければと思います。

私からは以上です。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

それでは、議案第6号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号1番は許可相当に決定します。

以上で、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○齋藤事務局長

閉会を宣す。（午後4時29分）

議事録署名人

議 長

3 番

4 番